平成２８年（フ）第１８０１号
名古屋市中川区下之一色町字松蔭６丁目29番地の２
破産者　晃清タオル株式会社
１　決定年月日　平成30年２月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８８７号
愛知県小牧市小牧原３丁目49番地
破産者　株式会社ヤマオカ
１　決定年月日　平成30年２月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９８２号
（最後の住所）神戸市長田区御蔵通１丁目60番地
破産者　被相続人亡岩本真哉相続財産
１　決定年月日　平成30年２月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９４９号
横浜市南区中村町１丁目15番地１
破産者　株式会社スイープ
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８０号
岡山市北区清輝橋２丁目４番６号
破産者　パオス有限会社
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１号
神戸市中央区元町通２丁目９番１号プラザビル206号
破産者　株式会社ジェムズインターナショナル
１　決定年月日　平成30年２月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３号
兵庫県芦屋市浜町９番17号
破産者　清水加代子
１　決定年月日　平成30年２月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９０号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田371番地２
破産者　有限会社スラッシュ
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３８７号
静岡県焼津市三和1378番地の１
破産者　株式会社焼津ホンダ
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１８７号
千葉県成田市三里塚光ケ丘１丁目454番地
破産者　有限会社ナチュラルシードネットワーク
１　決定年月日　平成30年２月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９号
新潟県魚沼市井口新田54番地
破産者　有限会社湯之谷木工所
１　決定年月日　平成30年２月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
鹿児島県鹿児島市桜島赤生原町７番地
破産者　西桜島漁業協同組合
１　決定年月日　平成30年２月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３６２号
広島県廿日市市宮園２丁目７番地８、開始決定時の住所広島県廿日市市須賀２番33号
破産者　岸　　直子
１　決定年月日　平成30年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７５号
福岡県久留米市国分町2009番地４、破産開始決定時の住所福岡県久留米市国分町2007番地６
破産者　山口塗装工こと　山口　隆造
１　決定年月日　平成30年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第９５号
福岡県久留米市東和町２番地３　ルエメゾンロワール久留米Ⅱ505号、前住所福岡県久留米市梅満町1040番地１　ＰＬＥＡＳＴ梅満町201号
破産者　桝永　正幸
１　決定年月日　平成30年２月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第９１６号
札幌市豊平区福住１条３丁目11番５－102号
破産者　鳥山　　知
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４６号
新潟県胎内市西条574番地25
破産者　大沼　幸夫
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３３９号
静岡県焼津市三ケ名112番地の１　ピースⅠ205号室、開始決定時の住所静岡県焼津市大住594番地の９
破産者　海野　秀三
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部